

## 「社会動向の変化と図書館」 - 領域 2 区分 A

大橋 直人（文京区役所・政策企画委員会）

### ・ 公立図書館の管理委託

#### 1．外部委託とは

「事務事業を地方公共団体が直接処理しないで、監督権等行政責任を果たす上で必要なものを留保して民間企業をはじめとする他の諸団体及び個人に委託する」こと

#### ・ 事務事業の委託（一部委託）

資料装備、コンピュータの維持管理、マーク作成、館舎維持管理、エレベータ保守点検、窓口業務

館舎維持、エレベータ保守点検など専門的業務や完結型業務の委託は図書館運営の効率化から委託れてきている

#### ・ 施設管理の委託

ア．「公の施設」 - 地方自治法 244 条の規定によるもの

住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設

正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない

住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的扱いをしてはならない

イ．その他の施設

地方自治法 244 条に抛らないもの

庁舎、競馬場など

#### 2．管理委託から管理委任

「公の施設」 - 法 244 条の 2 変遷

#### ・ 1963 年（S38）改正

「公の施設」の規定と管理委託制度 公共団体また公共的団体に限定

#### ・ 1991 年（H3）改正

地方公共団体が出資している法人も可能に

#### ・ 2003 年（H15）3月改正 9月施行 指定管理者制度

施行から 3 年以内に（2006 年 9 月）管理委託している「公の施設」は直営にもどすか、指定管理者制度の適用を選択することになっている。

このことにより管理委託制度はなくなる

#### 3．指定管理者制度の創設

・ 公の施設の管理（権力的色彩の強い事務を含め）を指定管理者に委任できる

・ 指定管理者の範囲は団体 - 民間事業者（民間企業、NPO など）も可能に

・ 公の施設の利用料金を「設定して・収入にする」ことが可能に

地方自治法 244 条の 2 第 3 項は、管理委託制度が発足して以来一貫して変更されていない

「公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときには・・・・・・公の施設管理を行わせることができる。」

#### 4．外部委託の系譜

1970年代から80年代前半 - 業務の一部委託

- ・1970年代後半から館舎維持、エレベータ保守点検、資料装備など業務委託
- ・地方自治経営学会 『公・民のコスト比較』 中央法規 1985.5
- ・日本都市センター都市行財政研究委員会 『新しい都市経営の方向』  
ぎょうせい 1987.1

1980年代 - 減量経営、地方公社への管理委託

- ・第二次臨時行政調査会 「行政改革に関する第一次答申」 1981.7  
「日本型福祉社会」で小さな政府 - 民間活力の導入  
「国際社会への貢献」で海外経済協力、日米の防衛分担の見直し  
社会教育施設の管理運営の民間委託を提言
- ・1980年代の特徴は減量経営また新しい経営形態として公社化がすすめられた。また、1980年後半から90年代前半は正規職員の削減と非常勤・臨時職員の雇用が行われている。
- ・1981年 京都市図書館の管理委託、1983年広島市、和光市、1986年足立区
- ・1986年 海部文部大臣「図書館法の規定からみても公立図書館の基幹的業務については、民間の委託にはなじまない」の国会答弁

1990年代 - 規制緩和、生涯学習体系への移行、多機能化、情報化、インテリジェント化

- ・1993年 守口市ムーブ21 図書館法に拠らない図書館以上のもの - 情報発信
- ・各省庁の情報化政策 - 補助金政策
- ・1997年 「公立社会教育施設整備費補助金」の廃止
- ・1999年 規制緩和 - 館長の司書資格要件、最低基準の廃止
- ・1999年 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関するの促進に関する法律 - PFI法
- ・1999年 独立法人通則法

2000年代 - 構造改革、自治体行政の市場化

- ・2000年 骨太の方針
- ・2001年 23区立図書館で初めて窓口委託
- ・2001年 太田市立図書館サポーターズ制
- ・2002年 特別構造特別区域法
- ・2002年 経済財政諮問会議「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」(骨太方針2002)で三位一体改革
- ・2003年 地方自治法改正で指定管理者制度
- ・2004年 桑名市立図書館PFIで開館
- ・2004年 中野区で非常勤職員によるNPOが窓口業務受託
- ・2005年 北九州市、阿久根市など指定管理者制度を公立図書館へ適用

#### ．指定管理者制度

1．2003年改正をめぐって

第 156 回国会 衆議院総務委員会 第 15 号 H15 年 5 月 27 日 審議

図書館法 17 条 図書館利用の無料の原則を巡って - 一般法（地方自治法）に対して個別法（図書館法）が優先する。

図書館法 13 条 館長、職員配置の規定

河川法、児童福祉、公営住宅法等

## 2．指定管理者制度の内容

- ・手続き条例の制定
- ・公の施設の条例改正
- ・条例で定める事項（第 4 項）
  - 「指定の手続き」 - 申請方法、選定方法、事業計画書の提出
  - 「管理の基準」 - 休館日、開館時間、使用制限の要件
  - 「業務の範囲」 - 施設・設備の維持管理、個別の使用許可、
- ・議会で議決すべき事項（第 5、6 項）
  - 「公の施設の名称」「指定管理者となる団体の名称」「指定の期間」
- ・適正な管理（第 7 項）
  - 「事業報告書の提出」「第三者への委託」「個人情報の取り扱い」
- ・利用料金の設定・収入（第 8、9 項）
- ・指定の取り消し（第 11 項）

## 3．文部科学省の対応変化

- ・2003.12.11 日本図書館協会への説明・中央教育審議会社会教育分科会について（12.11）

「必要な検討・手続き」とは、これを実施するにあたっての法の解釈のほか、法改正の必要性の有無 今年度中には何らかのかたちで示す。

図書館法 13 条の規定により館長は必置職となっている。司書は任意設置であるが、事業の専門的技術的な知識を有する者であり、配置に努めるよう設置・運営基準で奨励している。

また、地方自治法は一般法であるため、図書館法第 17 条に規定されている「入館料その他図書館資料の利用に対する無料規定」等の個別の規定については引き続き優先的に適用される。

代行を委ねる業務は一部でも可能である。

- ・2004.03.12 協会主催 「図書館経営連続講座」での報告
  - 法 244 条の 2 第 3 項の精神は不変
  - 館長の任命規定は優先される。館長の業務については、幅広く前向きに考える必要がある。
  - 「必要な検討・手続き」とは有識者、現場から意見を聞くこと、他の法律との関連を理することであり、現在進めている。
  - 教育機関の設置管理のあり方の原則については、地方教育行政法に規定されている。「一括法」の動向説明
- ・2004.07.29 日本図書館協会への説明 構造改革特区第 5 次提案について（7.23）
  - 教育委員会が所管する教育機関に公務員がいない。
  - 現行の規定により（指定管理者制度の適用は）対応可能

教育委員会が必要と認める専門的職員

- ・ 2004.12.02 常務理事会報告 「全部又は一部」日本図書館協会への説明  
「全部」とした場合、館長業務を含むことになる。  
「一部」館長業務や選書、レファレンス・サービスも除かれて、単に貸出・返却の窓口業務だけにすることもあり得る。

#### 4. 図書館に係わる指定管理者制度の適用状況

##### (1) 図書館の管理・一部委託の現状

文部科学省調査 2002年9月

- ・ 業務委託をしている図書館 17.5%
- ・ 管理業務の委託 2.6%
- ・ 図書の選定・収集・除籍、参考事務の委託 4.7%
- ・ 図書の貸出・返却・予約等処理する窓口業務の委託 7.9%
- ・ 図書の装備、書誌データ等の作成、BM運行の委託 10.1%

##### (2) 指定管理者制度の適用状況

ア. 3市3町 10図書館(図書館法による)

福岡県北九州市\*1)、鹿児島県阿久根市立図書館\*2)、佐賀県東与町立図書館、他

イ. 北九州市立図書館

- ・ 15 + 1館中5館を指定管理者

門司図書館 同大里分館 (株)図書館流通センター 3年間(平成19年度まで)

国際友好記念図書館 (株)図書館流通センター 3年間(平成19年度まで)

戸畑図書館 同戸畑分館 (株)北九州施設協会 3年間(平成19年度まで)

- ・ 指定管理の条件

現在の図書館の人員体制を基本に、業務遂行上必要な人員配置

各図書館ごとの従事者の75%以上が司書資格を有していること

各図書館の窓口責任者は、司書資格を有し、3年以上図書館勤務を経験している者

- ・ 図書館運営に関わる全市的な方針決定、購入図書の決定等の基幹的な業務は、教育委員会が行う

##### (3) 指定管理者制度を適用しない自治体

ア. 鳥取県 静岡市、羽村市、倉敷市、板橋区、盛岡市、会津若松市、芽室町

イ. 倉敷市 「公の施設管理運営等方針(素案)」平成17年2月

###### (1) 施設の存続・廃止等

方針：存続

その理由：図書館は、生涯学習の拠点施設として図書等の資料を収集保存し、幼児から高齢者までのすべての人々の利用に役立っています。

今後も、図書館の果たす役割は重要です。

###### (2) 存続の場合、管理運営主体

方針：直営

その理由：図書館は、すべての市民の皆様の読書要求に応え、豊かな読書環境を創造し、安らぎを提供していく倉敷市の生涯学習の拠点施設です。また、読書活動を通じて子どもの豊かな感性や情操を育む子育て支援という重要な施策も担っています。これらの理由により市が直接

管理運営することが最良の選択と考えます。

ウ．静岡市 「静岡市における指定管理者制度運用の方針」

(2) 市が直接管理(直営)

ア 個別法により管理者が定められている施設等

道路(道路法) 河川(河川法) 学校・幼稚園(学校教育法) 公民館28館(社会教育法) 図書館8館(図書館法) 略

(4) 「地方公共団体における行政改革の推進のための新しい指針の策定について」(新地方行革指針) 平成17年3月29日 総務省

- ・ この指針の第2「行政改革推進上の主要事項について」1-(2)指定管理者の活用  
「各施設ごとに、行政として関与の必要性、存続すべきか廃止すべきか、存続する場合には民間事業者等の指定管理者とする場合との比較等も含め、その理由を明らかにした上で、住民等に対する説明責任を十分に果たすこと」

### ．指定管理者制度の問題点と評価

構造改革は政策変更にとどまらず、国、地方自治体の法及び制度を全面的に変えることを目標にしている。(第三の改革)

#### 1．指定管理者制度の特徴と問題点

- ・ 管理委託制度から管理権限の委任へ - 行政処分・代行  
入札に拠らない指定管理者の決定 PFIを含め民間事業者の参加  
退館命令など公権力的作用  
条例の定めるところにより、地方公共団体の承認を得て料金設定等
  - ・ 法244条の2の3項 「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要がある」  
は、一貫した委託の条件となっている。
  - ・ 地方教育行政法34条、図書館法13条の無視
  - ・ 住民の生活実態に基づく政策立案・施策の実施  
地方分権時代には、とりわけ地域特性の把握は重要
- #### 2．日本図書館協会の見解 「公立図書館の指定管理者について」2005年8月4日
- ・ 図書館関係者の要望にこたえて見解を公表した。
  - ・ 検討の視点、基準は指定管理者制度についての国の見解を踏まえた。また、公の施設に留まらない教育機関であること、図書館利用の無料の原則あることなど公立図書館の特性を考えた。
  - ・ 地方公共団体と公立図書館が主体的にその適用の是非、有効性の有無を判断することを望むものである。
  - ・ 評価については、公立図書館の目標達成に有効といえず、基本的になじまないと考える。
  - ・ 既に適用した事例から「設置の目的を効果的に達成」する根拠がないことを示した。
  - ・ 指定管理者となる団体の性格によって評価を行った。具体的には、地方公社、住民等によるNPO法人、民間企業者に区分けした。
  - ・ 文部科学省見解での一部委託への指定管理者制度の適用について考えを示した。
  - ・ 今後考えられる課題と現状の管理運営の改革について

#### 3．公の施設にとどまらない教育機関としての公立図書館

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律
  - 第30条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館、その他の教育機関を設置するほか、条例で……その他必要な教育機関を設置することができる。
  - 第31条2項 前条に規定する学校以外の教育機関に、法律又は条例で定めるところにより、事務職員、技術職員その他所要の職員を置く。
  - 第34条 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の……職員は、この法に特別の定がある場合を除き、教育長の推薦により、教育委員会が任命する。
- ・1957年文部省初等中等教育局長回答
  - 法第30条の教育機関とは、教育、学術および文化に関する事業……を行うことを主目的とし、専属の物的施設および人的施設を備え、かつ、管理者の管理の下にみずからの意思をもって継続的に事業の運営を行う機関であると解する。
- 4．公立図書館運営と指定管理者制度
  - ・自治体行政が図書館運営・サービスの能力を放棄する。回復が困難となる。
  - ・市場には、保育、医療、教育などとは異なり、図書館経営及びサービスの専門民間事業者は存在しない。
  - ・運営、蔵書構成の継続性は担保されるか 長期の代行は特定民間事業者の独占となり市場原理反映しなくなることの矛盾 - 制度上の矛盾
  - ・住民参加、図書館協議会、利用者懇談会
    - 住民利用者要望に基づく図書館運営は可能か サービスの拡大、改善は
  - ・議会でのチェック機能 - 条例規定で運営の内容を決められるか
  - ・ネットワークへの参加 - 国、県域での研修、相互貸借、館長会参加、
  - ・学校への援助、ブックスタートへの参加
  - ・民間事業者間競争による前提にしているが - 優れたノウハウが公開・普及されるか
  - ・民間事業者の収益確保
    - 図書館では収益を期待できない 民間事業者の収益は、現状では働く社員の低賃金より担保され、そのため職員集団が形成されない
  - ・図書館法17条無料の原則は守られるか
  - ・利用者のプライバシーは、どうなるか
  - ・教育行政の自立性・独立性の確保が保障されるか
    - 「図書館の自由」はどうなるか 指示する側と指示される側 民間事業者の自己規制
- 5．指定管理者制度の改善
  - ・指定管理者制度（手段）によらない自己改革
  - ・管理委託にはない議会の関与 条例化、議決事項
  - ・指定管理者の制限 - 長、議員及びその親族の役員となる団体は指定管理者になれない
    - 豊島区では、区長、助役、収入役、教育委員が役員となる団体
  - ・「指定管理者」を指定する選定委員会設置と住民の参加 - 神戸市、千代田区
  - ・プライバシー保護 - 多くの自治体で
  - ・情報公開制度の適用 - 千代田区、多摩市
  - ・「業務の範囲」を限定する。
- 6．指定管理者制度の背景

- ・「行政改革会議最終報告」 - 1997.12.3 - により行政事務の市場化が主張されてきた。  
「肥大化し・硬直化し・制度疲労のおびただしい戦後型行政システムをあらためる」  
ことを目的として、民間に任せられるものは民間に委ねることとし行政事務を競争原理に基づき市場に委ねる構造改革がうちだされている。
- ・生涯学習審議会答申「社会の変化に対応した今後の社会教育の在り方について」  
1998.9.17 - により委託の判断を自治体にゆだねる。  
「文部省は、こうした委託について、社会教育施設運営の基幹に関わる部分については委託になじまないと消極的な立場をとってきている。」しかしながら「社会教育施設の管理を適当な法人等に委託することについては、国庫補助により整備された施設をふくめ、地方公共団体の自主的な判断と責任にゆだねる方向で検討する必要がある。」
- ・構造改革特区推進本部(2002.7.26開始)「構造改革特区推進のための基本方針」 9.20 - 10月に「構造改革特区推進のためのプログラム」決定。必要な規制の特例措置をとりまとめた法案の立法作業を行う。「総合規制改革会議」 01.4.1  
「一刻も早く規制改革を通じた構造改革を行うことが必要であるが、全国的な規制改革の実施は、さまざまな事情により進展が遅い分野があるのが現状であるが、こうしたことを踏まえ、地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特区を導入する特定の区域を設け、当該地域において地域が自発性を持って構造改革を進めるために、構造改革特区を導入する。」  
\* 埼玉県草加市 図書館の有料化 \* 大阪府大東市 指定管理者制度

## ．これからの図書館運営

### 1．構造改革とは

- ・政策変更ではなく、制度の改革 - 「この国のかたち」「第三の改革」
- ・すべての分野での改革 - 国・自治体、経済・金融、労働政策、社会保障
- ・経済の国際化を背景に行われている。
- ・「小さな政府」に留まらず、民間市場の活性化をめざしている。

### 2．地方行政の市場化と新公共経営

- ・地方分権 - 市町村合併、道州制、
- ・三位一体改革

地方自治体の財源のほとんどは地方税、地方交付税、国庫支出金が占めている。国からくる地方交付税、国庫支出金など国の税源を地方税化することが考えられている。しかし、義務教育費、社会保障費など国からくる財源が、削減されて地方税化されるため、問題になっている。国の財政改革に対して、地方財政の悪化とナショナルミニマムの崩壊を招くとの批判が地方自治体を中心に出されている。

- ・「ニュー・パブリック・マネジメント(New Public Management) - 新公共経営  
01.06 経済財政諮問会議答申「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」 第1回のいわゆる「骨太の方針」ではじめて出された。
- ・公行政に民間企業的な手法を取り入れた「新しい行政手法」  
- 行政の市場化、トップ・マネジメントの強化、住民を顧客と見る
- ・具体的な行政手法は  
「行政の減量(アウトソーシング)、効率化」「行政評価制度、包括外部監査、政策評

価」「パブリック・コメント」「バランスシート」「電子自治体、電子競争入札」「協働、協治（パートナーシップ）- ガバナンス」「財政運営における総枠主義」「人事制度・政策の改革」

### 3．地方行政の中での図書館運営の特徴 - 行政との交流

- ・国・県・市区町村に上下関係がない - それぞれ図書館で判断する
- ・すべての住民をサービス対象としている - 年齢、国籍、ハンディキャップ等
- ・競争原理が働く - 自治体図書館間競争、図書館が選択される
- ・労働時間の多様性 - 生活時間に合わせた開館日時
- ・広域的業務 - 自治体内の図書館だけではサービスが成立しない
- ・集团的業務 - マネジメントが大切、分担できない業務が重要

### 4．公立図書館の社会的基盤

「土地の事情及び一般公衆の希望にそい」（法 3 条） 「館長並びに」「教育委員会が必要と認める専門的職員」「を置く」とされている。（法 13 条） 「入館料その他の図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。」（法 17 条）

このことから、だれでも利用でき、資料と出会えるため、公共図書館は地域住民、利用者に生活実態によって創られている。

### 5．公立図書館の課題

- ・資料費の後退

2000 年から減額

1 館あたり 最高時 1993 年 1,617 万円 2003 年 1,224 万円 75.96%

- ・有料ボランティア制度

群馬県太田市、宮崎県宮崎市、茨城県牛久市 時給 500 円 ワンコイン労働

- ・専任職員の非常勤・臨時職員化

2004 年度 専任職員：非常勤・臨時 - 52.9% : 47.1%

	専任	うち司書	非常勤・臨時
浦安市立図書館	39人	39人	43.4人
調布市立図書館	57	43	108.9

- ・窓口委託

委託とは業務内容を明示（仕様書）して、その業務請け負うもの

依頼主は請負業者に指示命令ができない、業務の完成（検査・立会い）により支払  
労働派遣とは雇用者と使用者がことなる形態、時間を決め業務を行う

使用者の指示が可能、労働者の賃金は雇用者が支払う

- ・多様化する管理委託 - 指定管理者制度、PFI、NPO 委託等

### 6．これからの図書館運営

#### (1) 利用者の生活に役立つ図書館 - 社会基盤としての公共図書館

- ・就労、医療など生活に困ったときに役立つ
- ・時代・利用者層の変化に伴うサービス  
少子高齢化、サラリーマンの図書館利用 - 資料費配分、蔵書構成、
- ・土地の事情及び一般公衆の希望（図書館法 3 条）  
地域特性にこだわるサービス・運営
- ・共同資源の共同利用 - 図書館ネットワーク、共同保存庫、交換研修、



( 2 ) 政策課題の取り組み強化

- ・「文字・活字文化振興法」「子ども読書活動推進法」などの政策課題について企画、教育委員会と共同して取り組む
- ・自治体の重点施策に図書館として、積極的に参画する
- ・図書館の社会的機能を庁内に広める

( 3 ) 司書職制度の確立

- ・非常勤職員問題 - 京都財団職員運動、厚生労働省パート労働ガイドライン\* 3)、公契約条例\* 4)
- ・自治体を越えた研修、司書採用

( 4 ) 参加型図書館運営

- ・利用者をサービスの対象から図書館づくりの担い手へ
- ・情報開示 - 選書基準、廃棄基準、予算等
- ・情報発信 - 特設コーナー、
- ・利用者の権利保障 - 図書館活用講座、利用者アンケート
- ・善意のサービスではなく、利用者の意向に沿うサーブ、第三者評価・業務改善
- ・運営への参加 - 図書館協議会、友の会、ボランティア、選書ツアー

7 . 新公共経営 ( NPM ) と理論確立

- ・行政サービスの市場化 - サービス内容に格差を設けて ( オプション化 ) 利用者 ( 消費者の選択制 「有料データ・ベースの利用」「デリバリーサービス」
- ・協働・協治 「ボランティア」「選書ツアー」
- ・アウトソーシング 「NPO委託」「非常勤職員と常勤職員」「ワークシェアリンク」
- ・外部監査制度 「図書館評価基準」「利用者評価」

参考文献

- 1 ) 梅原実ほか 『公立図書館の管理委託と地方公社』 青弓社 1990.5
- 2 ) 図書館問題研究会委託問題委員会 『図書館の委託を考える』 図書館問題研究会 1996.4
- 2 ) 地域協労型マネジメント研究会 『指定管理者制度ハンドブック』 ぎょうせい 2004.10
- 3 ) 塩見昇ほか 『図書館法と現代の図書館』 日本図書館協会 2001.2
- 4 ) 自治体アウトソーシング研究会 『自治体アウトソーシング』 自治体研究社 2004.11
- 5 ) 委託問題検討チーム 『よりよい図書館経営のために』 日本図書館協会 2003.5
- 6 ) 進藤兵ほか 『地方自治構造改革とニュー・パブリック・マネジメント』  
東京自治問題研究所 2004.8
- 7 ) 図書館政策資料 『指定管理者制度2』 日本図書館協会 2005.9

\* 1) 北九州市

図書館運営管理事業計画書 提案項目

ア 公立図書館の運営に対する基本的考え方（公立図書館の役割等）

- ・公立図書館の役割や図書館運営に関する基本的考え方を示して下さい。

イ 専門性の確保について（司書の役割、専門性向上策）

- ・司書の役割や司書として専門性を高める方策について示して下さい。

ウ プライバシー保護について（個人情報保護、漏洩防止策）

- ・「北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例第 9 条の 5」に基づき、個人情報の保護及び漏洩防止策について示してください。

エ 運営体制等について（採用形態、勤務体制、研修方針など）

- ・採用形態（フルタイム、パートタイム等）
- ・勤務体制（組織図、配置人員、勤務体制表）
- ・研修方針等（従業員に対する研修方針及び研修計画）

オ 施設管理について（館内美化、施設案内、安全対策、危機管理体制など）

- ・館内美化や施設案内、利用者の安全対策、災害時の緊急対応など具体的な方策を示してください。

カ 業務運営について

- ・館長（館の統括責任者）の役割
- ・窓口業務（受付、案内、登録、貸出、返却、レファレンス等）の考え方
- ・蔵書管理業務（配架、整理点検、蔵書点検、統計、督促等）の考え方
- ・選書業務（購入、寄贈、除籍等の候補選択）についての考え方
- ・高齢者・障害者・児童サービス、外国人対応のあり方
- ・苦情、要望への対応方法
- ・利用者の満足度向上のための方策について  
\* 各項目について、具体的に示してください。

キ 学校・地域・団体（ボランティア含む）等との連携についての考え方

- ・図書館運営の基本的視点に基づく連携についての考え方及び連携策を示してください。

ク 民間の利点を生かした図書館サービスについて（自主サービス事業）

- ・民間の利点を生かした利用者サービスの向上に役立つ提案、独創性、先駆性、将来性に富んだ提案を記入してください。（提案実施に必要な概算経費を記入）

図書館運営管理事業計画書に係る収支見積書

ア 人件費（給与費、福利厚生費、被服費等含む）

イ 物件費（庶務事務、消耗品費、事務用パソコン・電話使用料・FAX 借上料・NHK 受信料、郵便料、車両維持費、光熱水費、清掃・警備委託費等）

ウ 事業費（既存事業等経費、自主サービス実施に必要な経費をそれぞれ分けて記入）

注 1 それぞれ経費の内訳等を明示して下さい。

注 2 経費の算定にあたっては、下記のもの（市が貸与又は設置する経費）を除く。

- ・備品購入費（事務用机・いす、ロッカー、その他付帯設備）
- ・業務用機器（端末機、市民用パソコン、コピー機）

・貸与備品、施設・設備の修繕・工事費  
図書館業務実績報告書

これまでに受託した図書館名及び業務内容を館ごとにすべて記入して下さい。

事業者の概要書

法人等の設立趣旨、資本金、事業内容、従業員数など事業者の概要がわかるもの

\* 2 ) 阿久根市

事業計画書

1 基本的事項

- ・主たる業務内容
- ・団体の経営方針
- ・施設の管理を希望する理由
- ・その他

2 管理運営を行うに当たっての経営方針について

3 施設の管理について

- ・職員の配置及び採用について
- ・職員の研修計画
- ・経理について

4 施設の運営について

- ・年間の自主事業計画
- ・サービスを向上させるための方策
- ・利用者等の要望の把握及び実現策
- ・利用者のトラブルの未然防止と対処方法
- ・その他（地域活動への参加、他施設との連携等）

5 個人情報の保護措置について

6 緊急時対策について

- ・防犯、防災対応について
- ・その他緊急時の対応について

\* 3 ) 丸子警報器事件

原告ら臨時社員は、女性正社員と職種、作業内容が同じのみならず、労働時もほとんど同じであり、2カ月毎の雇用期間の更新を形式的に繰り返して長期に勤続（4年～25年）していたが、何ら措置を講ずることなく、女性正社員との賃金格差が拡大していった事案。原告らの賃金が、同じ勤続年数の女性正社員の8割以下となると、公序良俗に反し、違法になると判断された（長野地裁上田支部 平成8年3月15日判決）。

原告・被告双方が控訴したが、控訴審において、給与を日給から月給にする、5年間月給の額を毎年3千円ずつ増額することにより5年後には正社員の9割前後にまで是正する等を内容とする和解が成立した。（東京高裁 平成11年11月29日和解）

\* 4) 公契約条例

「公契約」とは国、自治体が結ぶ契約のこと。国際労働機関ILO94号条約(1949年)は、公契約における労働条件確保をさだめ、国や自治体などが公共工事などを発注する場合、関係労働者にその地方の同一性質の労働に劣らない有利な賃金・労働時間などの労働条件を確保することを義務づけている。

国レベルでは、少なくとも58カ国が、公契約での賃金保障を定めた法制度をもっている。国、自治体が発注する工事や委託事業などで、公共工事の下請け労働者や委託事業の労働者の賃金が最低賃金すれすれのことも多く、「公契約賃金」の低賃金構造が社会的問題になっている。生活できる賃金確保などを公契約にもりこむよう義務付けるため、「公契約条例」「公契約法」の制定、国際労働機関(ILO)九四号条約の批准を求める運動が行われている。国、自治体は模範的雇用政策を進める義務をおっている。